

## 第2編 各論

### 第1章 【基本目標1】思いやりのある地域づくりの推進

#### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### 現状と課題

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続するためには、たとえ介護や医療が必要になったとしても、地域の中であらゆるサービスを受けられることが必要です。地域において提供されるサービスの中には、介護、医療、住まい、介護予防、生活支援の分野が含まれるべきであり、また、これらのサービスが包括的に提供できる体制を整える必要があります。このような地域の中でサービスが包括的に提供される環境のことを「地域包括ケアシステム」といい、高齢者のさらなる増加に向けてその構築と充実が求められています。

また、各分野のサービスについては、実情やニーズに大きな地域差が生じているため、検証のうえ適正化を図っていく必要があります。将来的には、認知症高齢者や介護と医療の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、行政のみならず、NPO やボランティア、民間企業など地域ぐるみの高齢者の見守りと、在宅における介護と医療の連携の推進が非常に重要となります。

##### 施策の方向

#### (1) 在宅医療・介護連携の推進

- ◆ 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常生活の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面において、在宅医療・介護連携を推進するための体制の充実を図ります。
- ◆ 医療及び介護の連携の核となる人材の育成を図りつつ、地域の医師会等と在宅医療・介護連携を推進していきます。
- ◆ 平成25年度から、医療関係者及び関係多職種による「在宅医療推進協議会」を開催しており、在宅医療に関する課題解決に向けた取り組みを推進していきます。
- ◆ 年1回の在宅医療フォーラムの開催や、在宅医療・介護の情報を毎月広報紙に掲載するなどして、町民に在宅療養体制の周知を図るとともに、受け入れができる基盤整備の充実に努めます。

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		地域の医療・介護の資源の把握	調査回数	年1回	年1回	資源マップ更新
在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策検討	推進会議開催	年4回	年4回	年4回	年4回	年4回
在宅医療・介護連携に関する相談支援	窓口設置			H30.4.1		
	相談件数			12件	15件	20件
医療・介護関係者の研修	開催回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
地域住民への普及啓発	フォーラム開催	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回
	町広報掲載	毎月掲載	毎月掲載	毎月掲載	毎月掲載	毎月掲載
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	管内会議参加	4回	5回	5回	5回	5回

（2）認知症施策の推進

- ◆ 増加が見込まれる認知症高齢者に適切に対応するため、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立しながら、他市町村との連携のもと、早期診断及び対応可能な本人及び家族への支援体制の充実を図ります。
- ◆ 認知症サポーターのさらなる育成を目指すとともに、実際に地域で活動できるよう、認知症サポーター養成講座終了者の活動支援に努めます。
- ◆ 「地域密着型認知症対応型通所介護」及び「小規模多機能型居宅介護」のサービス提供により、認知症の人の在宅生活を支える介護サービスの基盤整備は進んでいます。また、その他の介護サービスを利用中の認知症の方への適切な対応ができる質の高い介護人材の確保に努めます。
- ◆ 認知症初期集中支援チームによる早期の継続的・包括的な支援を、もの忘れ相談医や認知症サポート医、認知症地域支援推進員等の各支援機関との相互の連携のもと、実施していきます。
- ◆ 若年性認知症に関する支援や認知症カフェ等の認知症の人や家族が集う取り組みを展開していきます。
- ◆ 徘徊等による行方不明者の早期発見・保護に関する地域の見守り体制の構築を働きかけます。

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
認知症地域支援推進員の設置	推進員数		1人	2人	1人	1人
推進員及び地域支援者会議	開催回数			2回	3回	4回
認知症初期集中支援チームの設置	設置年度		H29.3			
チーム会議の開催	開催回数		2回	1回/月	1回/月	1回/月
初期集中支援	支援件数			3件	3件	5件
支援会議の実施	開催回数			6回	6回	10回
認知症サポーター養成	開催回数	4回	3回	4回	4回	5回
	サポーター数	279人	242人	280人	280人	350人
認知症サポーターフォローアップ講座	開催回数			1回	1回	1回

（3）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ◆ 平成30年度より、本格的に介護予防・日常生活支援総合事業がスタートすることを踏まえて、日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備することを目的に、町が中心となって、多種多様な事業主体の支援・協働体制の充実・強化を進めます。

（4）日常生活を支援する体制の整備

- ◆ 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、平成30年度より「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」を設置し、本町の社会福祉協議会等の関係者と協議しながら、今後の新たなサービスの創出や現行のサービスとの位置づけを実施していきます。
- ◆ 行政が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに向けて取り組みます。

【各事業量の実績と見込】

項目	年度 単位	平成28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活支援コーディネーターの設置	—			H30.4		
協議体の設置	—			H30.4		
協議体開催	開催回数			3回	4回	6回

## 2 地域の支え合い体制の充実

### 現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、高齢者を取り巻く状況の変化により、そのニーズも多様化かつ複雑化してきました。高齢者が今後も安心して住み慣れた地域で生活していくためには、これらのニーズに応じて必要なサービスを提供していかなければなりません。しかしながら、全てを現状の公的サービスのみで直ちに処理することが困難であることから、細かなニーズや地域課題にも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた取り組みや、具体的な活動として、地域住民やボランティアによる見守りや支援が必要とされています。

災害時、緊急時はもちろんのこと、日頃から地域における支え合い・助け合いの交流を活発化させるためにも、地域福祉の意識啓発を行うとともに、生活支援の担い手となる新たな人材の育成や、人材・サービスと利用者とをマッチングする生活支援コーディネーターの設置と活用が喫緊の課題となります。

### 施策の方向

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉に関する取り組みの充実

- ◆ 国より“地域共生社会”の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりが提唱されたことを踏まえ、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び介護、育児、障害、貧困など、世帯全体の複合化・複雑化した課題の支援に取り組んでいきます。
- ◆ 地域行事に参加することが、住民同士の相互理解のきっかけとなることを啓発するとともに、障害の有無や年齢などに関わらず、全ての住民が参加できる地域行事等の開催を働きかけます。
- ◆ 高齢者や地域で支え合う人々の姿がいきいきと伝わる広報記事の掲載、高齢者等をテーマにした講演会やイベントの開催などにより、福祉意識の啓発を継続的に実施していきます。
- ◆ 小・中学校での道徳や総合学習の時間などを通じ、また、学校だけでなく、生涯学習の場においても、人権尊重の視点による福祉教育を推進します。
- ◆ 小・中学校やボランティア団体等と協力しながら、文化祭や各種イベントへの参加など、世代を超えた交流を今後も計画的に実施していきます。これらの交流により、後世に伝えるべき文化や遊び等を伝承することができるとともに、高齢者自身の健康維持・増進、教養を高めることが期待できます。

## (2) 地域支え合い人材の育成

- ◆ 町で実施している人材育成のプログラム事業の修了者の活動の相談や支援を継続して実施するとともに、未活動者に対しては、地域支援の担い手となり得るように活動の場の創設と、地域課題の発掘、それらを結びつけるコーディネートの支援を実施していきます。
- ◆ 今後設置していく生活支援コーディネーターや協議体を活用し、高齢者や障害者等、地域社会とのつながりや支援が必要な方々を地域で見守り、支え合える体制づくりを担う人材の育成に努めます。

## (3) 災害時支援体制の整備

- ◆ 自治会、自主防災会、民生委員・児童委員との相互の意見交換会などを通じ、平時からの連携及び近所づきあいを大切にする相互扶助精神の普及に努めます。
- ◆ 災害時にひとり暮らし高齢者等の安否確認が行えるよう、避難行動要支援者台帳の更新を適時実施するとともに、避難行動個別支援計画の作成にも努めます。
- ◆ 平成 23 年度に導入した要援護者支援台帳システムについては、改正された災害対策基本法に準じた内容の網羅も含めて更新やシステム改修を行うとともに、当システムを活用した訓練を実施すべく、本町の防災部署との連携を検討していきます。さらに、消防団 0B で構成されている「災害救助協力隊」との協働も考慮していきます。

## (4) 社会福祉協議会の活動支援の充実

- ◆ 社会福祉協議会が策定した「富士河口湖町地域福祉活動計画」の施策・取り組みが円滑に推進できるよう、社会福祉協議会の活動の充実化を支援します。

### 3 ボランティア活動等への支援

#### 現状と課題

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりが希薄化する状況下において、地域全体で高齢者を支援していく必要性が高まってきています。本町では、高齢者を対象としたいきいきサロンをはじめ、小地域活動や地区敬老会活動等への支援を実施しています。また、傾聴ボランティアといった新たな活動実績を受けて、今後も多様なニーズに合わせた活動の提供を検討していきます。

ボランティアは地域における高齢者支援の要であり、ボランティア活動の活発化が求められています。そのためにも、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、ボランティアに関連する情報提供を行い、参加促進を図ります。将来の福祉を支える子ども達への福祉教育、ボランティアの育成に努めることで、地域で助け合うという意識を育むことが大切です。

#### 施策の方向

##### (1) ボランティア活動の広報・啓発

- ◆ ボランティア団体やその活動などを広報紙やインターネット等を通じて情報提供し、ボランティアへの理解と協力を、引き続き伝えていきます。
- ◆ 傾聴ボランティアなどの新たなボランティア活動の周知や提供を促進するとともに、本町とボランティアセンター、地域包括支援センターなどの連携を強化し、ボランティア情報の共有を図ります。

##### (2) ボランティアコーディネーターの活用

- ◆ 既存のボランティア団体の活動が円滑に進むように、活動に対する連絡調整を行うボランティアコーディネーターを積極的に活用します。

##### (3) ボランティアの育成

- ◆ ボランティアコーディネーターの活用、研修会・交流会、ボランティア養成講座の実施などにより、情報の提供・調整・相互交流を促進し、引き続き、ボランティアの育成と資質の向上に努めます。また、「ボランティアポイント」の制度化や有償ボランティア等、新たな仕組みの導入についても取り組んでいきます。
- ◆ ボランティア活動を指導する講座やボランティアについての理解を目的とした各種ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成を推進します。

##### (4) 福祉教育の推進

- ◆ 小・中学校での道徳や総合学習の時間などを通じ、また、学校だけでなく、家庭や社会のあらゆる場面においても、福祉教育を推進します。

## 4 相談援助体制の充実

### 現状と課題

高齢者や家族介護者が抱える高齢者支援に関する不安や悩みは、介護保険サービスの内容や利用方法をはじめ、介護生活の負担、身体機能の低下など、専門的な知識なしには解決が難しい事柄が多くあります。本町では、役場内に地域包括支援センターの相談窓口を設置しており、必要に応じて関係機関の紹介や、訪問相談や出張相談の対応をしています。困難事例についても、関係部署と連携して対応していますが、外部関係機関も含めたさらなる連携の拡大を図ります。また、相談に携わる職員の資質向上に努めることで、高齢者やその家族の不安や悩みを、ともに解決できる体制づくりに取り組んでいきます。

### 施策の方向

#### (1) 相談苦情処理窓口の充実

- ◆ 地域包括支援センターでは、在宅介護に関する相談、虐待・権利擁護に関する相談など、多様な相談・苦情等に対応していくため、以下の内容に重点を置いて取り組んでいきます。
  - A. 相談窓口の周知
  - B. 相談支援体制の充実
  - C. 関係機関との連携強化
  - D. 研修等への参加
  - E. 苦情への対応
- ◆ 昨今のライフスタイルの変化に伴い、今後、多様化すると考えられる相談やニーズに対応していくため、関係機関とのさらなる連携強化及び相談対応者の資質向上に努めます。

## 5 地域におけるネットワークの構築

### 現状と課題

福祉、介護、医療、保健など、高齢者を取り巻く分野は多岐にわたっていることから、高齢者支援を行うためにはそれらの分野が連携し、必要に応じて情報を共有していく必要があります。また、よりきめ細かな支援を行うためには、行政はもちろんのこと、町民、社会福祉協議会、健康科学大学、民間の事業者、ボランティア団体などと、地域が相互に連携していくことが不可欠となります。本町では、これらの連携により、地域において日常的に高齢者の支援・見守りが行えるネットワークづくりに取り組んでいきます。さらに、地域の実状に合わせ、生活支援コーディネーターによるネットワークの強化、充実を図ります。

### 施策の方向

#### (1) 小地域福祉活動

- ◆ 住み慣れたまちの小地域単位で、住民がともに支え合う(住民相互の助け合いによる)地域づくりを目指し、住民主体による福祉コミュニティづくりを、今後も実施していきます。
  - ・日常生活援助活動 : 声かけ運動、短時間の手伝い、話や趣味の相手、特技の活用
  - ・地域ぐるみでの活動 : 福祉の学習、健康づくり、サロンの開設、災害時の支援

#### (2) 地域ケア会議の充実

- ◆ 第6期計画より地域支援事業に位置づけられた地域ケア会議を、今後も計画的に開催し、支援の方向性や方法を検討しながら、個別課題の解決まで行える会議となるよう拡充していきます。そのために、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることに努めます。

#### (3) 町内各関係機関・団体・事業所等との連携強化

- ◆ 高齢者に関する保健、医療、福祉サービスを効果的に実施するため、健康科学大学をはじめ、地域のあらゆる分野における関係機関・団体との連携強化を引き続き行います。
- ◆ 介護保険サービス等を提供する町内事業者との連携強化に努めるとともに、事業者に対して、介護人材の確保、介護従事者の処遇改善に向けた側面的な支援を検討します。

#### (4) 社会福祉協議会におけるネットワークの強化

- ◆ 地域福祉を推進する民間団体の核として、組織の強化を図り、町民の自主的な活動の育成を図るとともに、地区の実情に合わせたネットワークづくり等の活動を引き続き支援します。

#### (5) 住民ニーズの把握

- ◆ 介護保険サービス、高齢者保健福祉サービスにおいては、住民の意思の尊重が重要であるため、窓口での相談や各種会議などにおいて、住民のニーズの把握に努めるとともに、必要に応じてアンケート等の量的調査の実施も検討します。

## 第2章 【基本目標2】生きがい活動と社会参加の促進

### 1 老人クラブ活動の促進

#### 現状と課題

老人クラブは、おおむね60歳以上の方に社会奉仕活動や世代間交流、仲間づくりなど様々な活動を行う機会を提供しており、高齢者の生きがいづくりや生きがい活動の支援に貢献しています。

スポーツ、文化系、奉仕活動、サロンをはじめ、地区ごとに老人クラブの特色を生かした活動があり、本町ではこれらの活動に対し助成を行っています。あらゆる活動を通じ情報交換していくことにより、友愛活動に繋がっていくことが期待されます。

今後、活動をさらに円滑に進めていくために、シニアリーダーや女性リーダー等といったキーパーソンとなる人物を育成していく必要があります。

#### 施策の方向

##### (1) 老人クラブ間のつながりの強化

- ◆ 本町には、老人クラブが7地区にあり、それぞれが自主的な組織運営と多様な活動を行っています。本町としても、富士河口湖町老人クラブ連合会によるつながりを働きかけ、より一層の活動強化、会員相互の親睦を促進します。

##### (2) 世代を超えた交流事業の活動

- ◆ 小・中学校やボランティア団体等と協力しながら、文化祭や各種イベントへの参加など、世代を超えた交流を今後も行います。これらの交流により、後世に伝えるべき文化や遊び等を伝承することができるとともに、高齢者自身の健康維持・増進、教養を高めることなどが期待できます。

##### (3) 社会奉仕活動の推進

- ◆ 老人クラブでは、神社・お寺・公園等の清掃活動に参加しています。また、バザー売上金の福祉施設への寄付なども行っています。今後も引き続き、社会奉仕活動に参加していただけるよう働きかけます。

##### (4) 友愛活動の推進

- ◆ 老人クラブが行う、友愛活動（虚弱や寝たきり等の会員宅に定期的に訪問し、話し相手になるなど、会員の精神的な支えとなるような活動）に結び付けていくことができるよう、各地区の様々な活動を情報交換の場として活用するなど、友愛活動の推進に向けて、引き続き支援を行います。

### (5) ニーズにあった活動内容の検討

- ◆ 高齢者も、個人のニーズに違いがあります。年代ごとのニーズを的確に捉え、前期高齢者からも積極的な参加が得られるよう新たな取り組みについて検討し、魅力ある老人クラブ活動の推進が図られるよう支援していきます。

### (6) シニアリーダーの育成

- ◆ 老人クラブの各種活動におけるリーダー（シニアリーダー）の育成を、今後も支援していきます。

## 2 生涯学習の推進

### 現状と課題

生涯学習は、介護予防・健康づくりのみならず、活動を通じた仲間づくりや高齢者の生きがいつくりにもつながる重要な健康づくり施策の一翼を担っています。

本町では、町内にある36の公民館を中心に生涯学習を推進しており、町民の生涯学習を目的とした公民館の利用は無料としています。その他、日頃の学習の発展の場として、地域で協力し「公民館まつり」を各地で開催したり、いきいき百歳体操を推進したりしています。築年数の古い公民館のバリアフリー対応や、専任職員の配置については不十分であるため、ハード面とソフト面の両方から、高齢者が通いやすい環境づくりが必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) ニーズに応じた学習内容の充実

- ◆ 講座終了後にアンケートを実施するなど、高齢者のニーズを的確に把握しながら、生涯学習講座の内容を充実させて、さらなる参加を促します。

#### (2) 生涯学習の場の提供拡大

- ◆ 地域の公民館を活用するなど、身近なところでの生涯学習の場の提供を引き続き行い、参加の機会拡大を図ります。

#### (3) 情報提供・指導相談体制の充実

- ◆ 生涯学習に関わる広範囲な情報の効率的・効果的な収集・提供に努めるとともに、学習内容や学習方法などに関する指導・相談を今後も行います。

#### (4) 指導者の育成確保

- ◆ 多様化する学習ニーズに対応するため、地域の伝統工芸等を中心に豊かな知識・技術・生活の知恵などを持った高齢者の協力により、指導者の育成・確保を引き続き行います。

#### (5) グループ団体の支援

- ◆ 富士河口湖町老人大学の講座修了者などによるグループの結成といった自発的な生涯学習活動を促進します。また、このようなグループが連携することにより、老人クラブに準ずる組織化の展開を支援します。

#### (6) 地区モデル事業を通じた活動支援

- ◆ 「いきいき百歳体操」をはじめとし、地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。今後は、既に活動しているグループへの支援を継続するとともに、まだ実施していない地区においては新規の通いの場ができるように支援を実施していきます。

#### (7) 発表会の機会の充実

- ◆ 各種講座等の受講者の励みとなるよう、数多くの作品発表の機会を今後も提供していきます。

#### (8) 活動拠点における環境の整備

- ◆ 高齢者が参加しやすいよう、交通手段の配慮や建物のバリアフリー化を計画的に進めます。また、生涯学習ボランティアの派遣や情報バリアフリー化を促進します。

#### (9) 学校教育との連携・融合による技能や技術の伝承

- ◆ 総合的な学習の時間や土日の休日を活用し、学校や地域で、高齢者の経験や知識などを活かせる機会づくりを進めます。

### 3 スポーツ・レクリエーションの振興

#### 現状と課題

生きがいを持って生活を送ることは、心身の健康維持にも大きな影響を与えます。スポーツ・レクリエーション活動は、楽しみながら運動機能や認知機能の低下を予防したり、新しい友人をつくったりするなど、活動に参加することで日常生活を豊かにすることができます。

本町では、総合型スポーツクラブ「クラブ富士山」において年間13プログラムを運営しています。また、公共施設を活用し、筋力アップや水中ウォーキングなどの多様なスポーツ教室やレクリエーション活動を展開しています。高齢者にはこれらの活動への参加を推奨しているものの、既存の教室には新規参加者が少ないため、参加率を向上させる取り組みが必要となっています。さらに、スポーツ推進員を中心とした軽スポーツのレクリエーションの振興を図っていきます。

#### 施策の方向

##### (1) 身近な運動の推進

- ◆ 生活の中に運動を取り入れられるよう、健康プラザでの水中ウォーキングやウォーキングなどを実施します。また、家庭や地域で、高齢者をはじめ誰もが日常的に取り入れやすい運動についての情報提供を行い、健康増進や体力の向上を図ります。

##### (2) 団体グループの支援

- ◆ 現在、自主的に活動している運動グループ同士が情報を交換し合い、大会を開催するといった交流の機会を拡大することで、一人でも多くの高齢者が運動やレクリエーション活動に参加できるまちづくりを、引き続き行います。

##### (3) ニュースポーツ・レクリエーションの導入・普及

- ◆ 高齢者が気軽に参加できるニュースポーツ・レクリエーションや、世代間の交流ができるファミリースポーツなどの導入・普及を、スポーツ推進員を中心に検討します。

##### (4) スポーツ・レクリエーションイベントの充実

- ◆ より多くの高齢者が参加できるよう、町民スポーツ大会、軽スポーツ大会、健康のまちづくりウォーキング大会など、スポーツ・レクリエーションイベントの充実に努めます。

## 4 地域活動・社会活動への参加の促進

### 現状と課題

高齢者の中には身体機能の低下や、社会とのつながりの希薄化により、孤立し閉じこもりがちになる人もいます。高齢者が人とのつながりを持ち、社会の一員として自覚を持つことは、生きがいのある生活を送る上で非常に重要なことです。本町では、区、自治会、小地域への助成を行い、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援していますが、今後も移り変わる高齢者のニーズを把握し、対応するよう努めていきます。

また、高齢者の豊富な経験や知識を有効に活用できる機会として、ボランティア活動の参加を促進するとともに、地域のニーズに合った活動の担い手の確保やリーダーの養成が必要となってきます。

### 施策の方向

#### (1) ボランティア活動の参加促進

- ◆ 高齢者の豊かな経験と知識・技能を活かし、元気な高齢者が地域社会で積極的に参加できるような、個人ボランティア、企業ボランティアなど多様なボランティア活動を今後も促進していきます。
- ◆ 社協のボランティアだよりや町の広報紙等を活用し、高齢者のボランティアにも情報提供を積極的に実施していきます。

#### (2) 世代を超えた交流事業の活動（再掲）

- ◆ 小・中学校やボランティア団体等と協力しながら、文化祭や各種イベントへの参加など、世代を超えた交流を今後も行います。これらの交流により、後世に伝えるべき文化や遊び等を伝承することができるとともに、高齢者自身の健康維持・増進、教養を高めることが期待できます。

#### (3) ボランティア団体間の交流促進

- ◆ 未登録のボランティア団体、個人ボランティアに対し、ボランティア登録を促し、情報交換や相互連携を、今後も図ります。

#### (4) 高齢者ボランティアの育成と活動の場の提供

- ◆ 観光ガイドボランティアや育児ボランティアといった多様な分野での高齢者ボランティアの育成を、今後も行います。
- ◆ 定年退職した高齢者や、第一線を退いて新しい人生をはじめようとしている人が、培ってきた知識や技術を活かすことができるボランティアの場の提供に努めます。

## 第3章 【基本目標3】健康づくりの推進

### 1 生活習慣病予防の推進

#### 現状と課題

健康は、全ての人にとって毎日の生活をいきいきと充実したものとする上で非常に重要となります。加齢による身体機能の低下により、高齢者は特に疾病にかかりやすくなることから、高齢者一人ひとりが日頃から健康管理について意識し、健康づくりに取り組めるような支援が求められています。

本町では生活習慣病予防を目的とした特定健診・保健指導、各種講演会を定期的に行っています。また、健康診断やがん検診を通じ、定期的に健康状態のチェックを行い、疾病の早期発見・早期治療につなげることも大切なことです。今後は、広報やイベント等を活用し、がん検診をはじめとした各種検診等の普及・啓発、受診率の向上を図っていきます。

#### 施策の方向

##### (1) 健康のまちづくりウォーキング大会への参加促進

- ◆ 本町では町民の健康増進を目的に、町民スポーツ大会として4月29日の「町民皆歩の日ウォーキング大会」をはじめ、年3回の健康のまちづくりウォーキング大会を開催しています。歩くことは楽しみながら手軽にできる運動で、気分も爽快になると言われています。特に高齢者には他の運動に比べて取り組みやすく、効率のよいスポーツとして、今後も推進していきます。

##### (2) 食育の推進

- ◆ 本町では、平成28年度に第2次食育計画を策定しました。高齢期においては、いきいきと、規則正しい食生活を送り、健康寿命を延ばす取り組みを進めます。また、地元の味、伝統食や行事食などを次世代に伝えていくこととします。
- ◆ 生活習慣病予防には食生活が大きく関与しています。栄養に関する正しい知識を身につけ食生活改善につなげるために、男性と高齢者のための料理教室を年5回程度開催して、食生活や栄養の講話と調理実習・試食を行っています。本事業を機に参加者による自主グループが発足し、月1回のペースで自立した活動が続けられていることから、新たな参加者の増加と地域での今後の展開に期待が寄せられています。

## 2 介護予防の推進

### 現状と課題

高齢化の進行により、支援を必要とする高齢者の増加が予測されます。元気でまだ介護が不要のうちから、運動機能や認知機能などの低下を予防する取り組みを行うことで、介護を必要としない状態をできる限り維持し、いきいきとした生活を継続して送ることはもちろん、将来的なサービスの必要量や介護保険料の抑制にも効果があるとみられています。本町では、介護予防を目的とした各種教室を開催しています。身近な地域における介護予防の取り組みを推進し、年齢が低めの高齢者や新規の参加促進に努めます。

※介護予防における取り組みは、  
第5章「介護保険事業の推進（4）地域支援事業」で記述します。

## 第4章 【基本目標4】安心して暮らせる環境の整備

### 1 福祉サービスの充実

#### 現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、生活全般にわたるさまざまな支援のニーズが高まっています。本町では、介護負担軽減と住み慣れた地域での在宅生活の支援を目的として、多様な事業を展開しています。

日常に不安を抱えることなく健康で自立した生活が続けられるよう、見守り、安否確認、家事支援、介護用品支給などのサービスを提供しており、さらには必要に応じて成年後見制度や食事の提供、緊急時の通報システムなどのサービスを利用できる体制を整備しています。

今後も高齢者の安全で自立した生活と、一人ひとりの生活の質が確保されるように、きめ細かな暮らしのサポートと見守りを行ってまいります。

#### 施策の方向

##### (1) 寝具洗濯乾燥消毒サービス

おおむね65歳以上の寝たきり高齢者の世帯などで、寝具の衛生管理が困難な人に対して、寝具の水洗いと乾燥消毒を行っています。(実績の平成29年度は見込：以下同じ)

- ◆ 事業の周知に努め、高齢者の生活の質の向上を図り、洗濯後の状態が保てるように衛生管理指導等を検討してまいります。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/年)	2	2	2	2	2

(実績の平成29年度は見込：以下同じ)

##### (2) 軽度生活支援事業

虚弱な高齢者を対象にヘルパーの派遣を行い、介護保険では対象とならない急性期(病気のなり始め、症状の比較的激しい時期)の生活援助サービスを提供し、在宅での自立した生活の継続を図ります。

- ◆ 潜在的ニーズの把握に努めるとともに、サービスの内容や利用方法等の周知を図ってまいります。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数(人/年)	3	4	4	3	1
延利用回数(回/年)	114	153	168	93	26

### (3) 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

要介護状態にならないよう、比較的元気でも閉じこもりがちな高齢者を対象に、町のデイサービスセンターを利用して交流の広場を開催し、日常動作訓練や創作活動、季節の行事などを行い、健康・生きがいづくりを支援しています。

- ◆ 健康や生きがいづくりの機会を提供し、健康増進と高齢者同士の交流を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	1	1	2	0	0
延利用回数(回／年)	17	48	6	0	0

### (4) 給食サービス（食の自立支援事業）

老齢、心身の障害及び傷病等の理由により、食事の調理が困難な方で、70 歳以上の独居又は 75 歳以上の高齢者のみの世帯に対し、毎月第二と第四の水曜日に、栄養のバランスがとれた食事を無料で提供し、併せて安否確認を行っています。

- ◆ 在宅の高齢者などが健康で、自立した生活を営むことができるよう、給食サービスの充実を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	46	45	49	48	40
延給食回数(食／年)	833	774	788	792	823

### (5) 配食サービス（食の自立支援事業）

本町では、昭和 58 年から家庭や身体上の理由により、食事の調達ができないおおむね 65 歳以上の高齢者世帯に対し、週 1 回、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行っています。また、それ以外の週 4 日は民間業者に委託して、配食サービスを行っています。

- ◆ 在宅の高齢者などが健康で、自立した生活を営むことができるよう、配食サービスの充実を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	48	52	55	47	37
延配食回数(食／年)	4,200	4,055	4,189	4,343	4,276

### (6) ふれあいペンダント（緊急通報システム）事業

65 歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を対象に、携帯用無線発信機、緊急通報用電話機を設置し、日常生活上緊急援助を必要とするときに、必要な援助及び支援を行っています。

- ◆ ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯などを対象に、緊急通報装置（ふれあいペンダント）と生活リズムセンターの貸与を進めるとともに、協力員体制の充実を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	49	51	54	46	43

### (7) 訪問理美容サービス

高齢や心身の障害などで理美容院へ行くことが困難な高齢者を対象に、最寄りの理美容師が自宅まで出張して理美容サービスを提供しています。

- ◆ 事業の周知に努め、より快適な在宅生活を送れるように、ケアマネジャー等と連携をとり、サービスの有効利用を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	6	4	3	5	5
延利用回数(回／年)	16	10	9	18	18

### (8) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由で在宅での養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者が入所する施設ですが、本町にはなく、県内全域にある施設を利用しています。

- ◆ 今後も全県の施設利用で対応していきます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	11	11	11	8	8
【計画値】	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
利用者数(人／年)	8	8	8		

### (9) 紙おむつ等支給事業

家庭において紙おむつ等を必要としている寝たきり高齢者等に、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護にあたる家族の身体的及び経済的負担等の軽減を図ることを目的に実施しています。

- ◆ 事業の周知に努め、介護家族の身体的及び経済的負担等の軽減に繋がるよう、サービスの有効利用を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人／年)	23	24	22	21	21

### (10) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者の権利擁護及び自立の援助と福祉の増進のため、成年後見、補佐、補助の開始の審判の申立てをより行いやすくするための支援制度で、申立人への補助制度や町長申立てを実施しています。

- ◆ 認知症高齢者の増加とともに、成年後見制度の需要は今後さらに高まっていくと考えられます。人権擁護の観点からも本制度の積極的な活用を促進します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人/年)	0	0	0	0	0

### (11) 寝たきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金支給事業

家庭において寝たきり高齢者又は認知症高齢者を介護している家族の身体的、精神的な苦勞に報いるとともに、要介護者の在宅生活の継続を図るため、高齢者を介護している家族に慰労金を支給しています。

- ◆ 適切な事業実施に努めます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人/年)	23	27	27	22	24

### (12) 老人日常生活用具等給付事業

在宅の寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者、疾病等により身体が虚弱な高齢者などの身体又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障のある高齢者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与しています。また、火災時に早期な対応ができるように高齢者のみの世帯等に、住宅用火災報知器を給付します。

- ◆ 日常生活用具等給付についての利用実績がないため、対象者に広く周知していきます。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人/年)	19	0	0	39	5

### (13) 見守りステッカー支援事業

個人を識別する番号が記載されたステッカーで、衣服、持ち物、履物などに貼り付け、外出時における緊急事態への備えとして、身元確認や保護に役立てるためのものです。初期費用と年間運用費の自己負担がありますが、認知症の方などは町が初期費用を負担する助成制度があります。

- ◆ 事業の周知に努め、介護家族の身体的・精神的な負担等の軽減に繋がるよう、サービスの有効利用を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人/年)	—	—	—	—	新規事業

## 2 高齢者が住みやすいまちづくり

### 現状と課題

地域の中で、住居の内外を問わず、安心・安全に生活を送ることができるということは、すべての人にとって非常に重要です。高齢者にとっての外出は、閉じこもりや運動機能の低下を防いだり、生きがいを感じることでできたりと、さまざまな役割があります。高齢者が外出に対して消極的にならないためにも、誰もが利用しやすいように、本町では町内の公共施設のバリアフリー化を推進しています。主な実績として、平成26年度の船津福祉センターの改築、平成27年度の小立福祉センターの新築が挙げられます。

今後も、高齢者が外出時に不便や危険を感じることをないように、町全体の住みやすい環境づくりに取り組んでいきます。

### 施策の方向

#### (1) ユニバーサルデザインの導入

- ◆ 平成20年3月に策定された『やまなしユニバーサルデザイン基本指針』に市町村が取り組むべき事項として記載されている「地域住民にユニバーサルデザインの周知を図ること」や「まちづくり、ものづくり、サービス・情報づくり、人づくりの4分野で、具体的な事業に取り組んでいくこと」を、本町においても遵守し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた事業の実施に努めます。

#### (2) 公共施設のバリアフリー化促進及び民間事業者への指導・啓発

- ◆ 公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、国の『ハートビル法』や『山梨県安全・安心なまちづくり条例』に基づく、利用者の視点に立った建築物整備に関わる民間事業者への指導・啓発を行います。

#### (3) 公共交通機関への働きかけ

- ◆ バスや鉄道といった公共交通機関に対して、誰もが利用しやすい機関となるよう低床バスの導入等を今後も働きかけます。

#### (4) 生活道路におけるバリアフリー化の促進

- ◆ 高齢者が安心して外出できるように、歩道の段差の解消や、歩道上の放置自転車、立て看板等の撤去など、外出の妨げになるものを取り除くよう、今後も引き続き啓発を行います。

### 3 防災対策の充実

#### 現状と課題

近年は、日本で地震や津波、台風、豪雨・豪雪といった自然災害が相次ぎ、高齢者のみならず災害等への不安は少なくありません。大規模な地震などの災害発生時において、高齢者は加齢による運動機能や判断力の低下により、自力での迅速な避難が困難であることから災害弱者とされています。事前の備えとして、防災マップや「地域支え合いマップ」の作成を支援し、援護が必要な災害弱者のスムーズな避難支援を目指します。防災に関する高齢者の意識向上や地域における助け合いの意識の醸成に加え、ハード面・要援護者台帳の整備や広報活動の充実などに取り組み、総合的に安心・安全を確保できるよう努めていきます。

また、防災士の資格取得に際しては今後も補助金の支給を行い、地域の防災リーダーとなり得る人材の育成にも取り組んでいきます。

#### 施策の方向

##### (1) 要援護者支援台帳システムの構築・活用

- ◆ 要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助が基本となります。しかし、これらに基づく必要な避難支援が受けられない、重度の障害者やひとり暮らしの高齢者などの要援護者については、早急に把握しておく必要があります。
- ◆ このような要援護者の状況を把握するとともに、地域支援者等の地域の互助共助を高めるため、情報を一元的に取りまとめた要援護者支援台帳システムを構築し、その情報を定期的に追加・更新しています。
- ◆ また、当システムを活用した有効な運用を検討していきます。さらに、当システムを活用した訓練を実施すべく、本町の防災部署との連携を検討していきます。
- ◆ 加えて、「災害救助協力隊」との協働も考慮していきます。

##### (2) 救急医療情報キットの配付・活用

- ◆ 地域支援者等の互助共助を高めるもう一つの方法として、本町では平成 23 年度から、75 歳以上の高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯を対象に、「救急医療情報キット」の無料配付を行っています。「救急医療情報キット（筒状のプラスチック容器）」へ対象者の氏名、生年月日、主治医、服薬内容などの医療情報を記入した用紙を入れ冷蔵庫で保管し、その情報を救急医療に活用していきます。今後は、利用状況の周知に努めるとともに、キットそのものの更新についても検討していきます。

##### (3) 防災対策の強化

- ◆ 街路・公園の整備などの都市防災化、公共建築物の不燃耐震化、防災行政無線システム整備や自主防災組織の強化も引き続き行います。また、本人の了解を得た上で要援護者支援台帳の整備を引き続き進めていきます。

#### (4) 防災意識の高揚

- ◆ 耐震診断、高齢者に配慮した防災訓練、講習会の実施など、防火・防災知識の普及・啓発を今後も続けます。

#### (5) 相互扶助精神の普及

- ◆ 地域での声かけ運動、緊急連絡網の整備等、緊急時にも対応できる環境をつくるため、近所づきあいを大切に相互扶助精神の普及を引き続き行います。

## 4 交通安全対策・防犯の充実

### 現状と課題

本町は公共交通機関が乏しいこともあり、車の運転を必要とする人が多く、高齢者も例外ではありません。近年、高齢者ドライバーが加害者になる事故が社会問題となっていますが、高齢者が一日でも長く安全に車の運転ができるように、町の事業として高齢者ドライバー支援や高齢者向けの交通安全教室を開催しています。

また、高齢者が狙われやすい振り込め詐欺や消費者トラブルなど、巧妙な手口を使った犯罪が増えています。本町では警察などと連携し、地域の防犯活動による啓発や、広域で設置している富士吉田市消費生活センターにて相談対応を行い、高齢者の犯罪被害防止と防犯意識の高揚を図っていきます。

### 施策の方向

#### (1) 高齢者ドライバー支援

- ◆ 高齢者の交通安全や認知症予防に造詣の深い学識経験者による講座を行います。また、高齢者ドライバーの安全運転を長期間継続可能にすることを目指し、「ドライビングシミュレーター」や「ドライビングレコーダー」を用いた運転能力検査・運転リハビリを行います。

#### (2) 交通安全設備の整備

- ◆ 車いすや高齢者が通行しやすい道路整備、高齢者が見やすい道路標識などの整備を引き続き行います。

#### (3) 防犯意識の高揚

- ◆ 高齢者を狙った振り込め詐欺、悪徳商法などの消費者被害防止のため、消費生活相談員や県民生活センター、警察などの協力により、高齢者の消費者相談・消費者教育を引き続き行います。